

春闘討論集会

日時：12月6日(土)10時～
場所：千葉土建会館



ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 276 号 URL 版 2014 年 11 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

「憲法いかせ」の世論を広げよう

千葉県憲法キャラバン

憲法キャラバンは、昨年に引き続きこの秋も全労連の呼びかけで全国で行われ、千葉県では 10 月 30 日に実施されました。今年は、解釈改憲など様々な策動により、その制定主旨が骨抜きにされてしまいそうな情勢の中、とりわけ 9 条と 25 条、つまり平和と社会保障の問題を中心に、「憲法を活かそう」の世論を大きくしていこうとする取り組みです。

千葉県での憲法キャラバンには、全労連から盛本常任幹事が参加し、加えて千葉労連の松本議長、本原事務局長、矢澤常任幹事、自治労連の斉藤委員長、医労連の遠藤委員長、コープネットグループ労働組合の占部書記長というメンバーで、県庁要請からスタートしました。

県庁・労働局要請

県庁要請では、「9 条の解釈改憲や特定秘密保護法の施行に反対の意見表明を」「社会保障・教育の拡充」「公契約条例の制定」「地場産業の活性化」「消費税増税や TPP への反対意見表明を」「原発再稼働に反対し再生可能エネルギー普及施策の推進」「教育への政治介入をしないこと」などについて懇談しました。

続く労働局要請では、「ブラック企業根絶施策の推進」「労働法制を改悪する制度導入をおこなわないこと」「全国一律で最低賃金 1000 円以上を実現する法整備」「労働局の増員」などについて要請・懇談しました。

デモ行進でアピール

12 時から憲法共同センターと共催で県庁前宣伝に取り組み、千葉土建、医労連、年金者組合、



決意表明する鈴木徳男さん (千葉土建中央執行委員長)



デモ行進で沿道の人々にアピール

新婦人など多くの団体から 50 人が参加しました。続けて、教育会館前から千葉市中央公園までデモ行進を行い、沿道の人々にアピールしました。

中立労組に共同の取り組み呼びかけ

午後は、中立労組を訪問し、各労組の担当者と懇談することができました。憲法改悪反対の署名活動のお願いや、春闘期の共同の取り組みの呼びかけをしました。

一日を通し、様々な対象に対して、「憲法を活かす」ことについてコミュニケーションしアピールできた日となりました。

働くルールを壊すな！

労働法制改悪 NO！学習決起集会



講演する高木太郎弁護士

労働法制改悪反対千葉県連絡会が主催する「労働法制改悪 NO！学習交流集会」が 10 月 24 日に千葉市民会館で開催され、30 人が参加しました。

冒頭に中丸弁護士が主催者挨拶をし、その後日本労働弁護団幹事長の高木太郎弁護士が「働くルールは誰のためのものなのか」というテーマで講演しました。講演の中で、日本を「世界で一番企業が活動しやすい国」にするという安倍政権が、いかなる労働法制の改悪をしようとしているかの話がありました。

改悪の具体的内容の一つの労働者派遣法改悪について、終戦直後からの歴史的経過も踏まえながらの話がありました。国会審議中の改定案が成立すると期間限

定の歯止めがなくなり、「派遣」という働き方をやむを得ず選ばされている労働者にそれを無期限に押し付けることになるかと警鐘を鳴らしました。

次に、ホワイトカラーエグゼンプションの導入については、検討している委員の中にも様々な意見があることを紹介。残業代が払われない労働者と成果を求められて長時間労働に追い込まれる労働者を増やしかねない危険性を訴えました。これは、来年の通常国会に上程されるかもしれない状況です。

その他、いろいろな労働法制の改悪案が報告され、これらをはねのける闘いの展望として、中央での闘いと同時に地域・地方での闘いの重要性が語られました。地方議員が反対することは国も進めづらいことから、我々の主張に対する地方議会や首長の賛同と共同を広げながら、国民世論を大きくつくっていかうと呼びかけられました。

特別報告では、千葉労連の本原事務局長から、非正規労働者が急速に増えていることや、法律違反が蔓延している職場実態について報告がありました。現在でも職場実態は良いとは言えない中、労働法制が改悪されれば益々悪くなると危機感を訴えました。

閉会の挨拶で千葉労連の矢澤常任幹事から、日本労働弁護団が作成したリーフレットを積極的に活用して欲しいと呼びかけがありました。

働くルールを壊すな！

労働法制改悪 NO！学習決起集会

「戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす千葉県共同センター」（略称「千葉県憲法共同センター」）の発足集会が 10 月 28 日、千葉市内で開催され、50 人が参加しました。

この共同センターは、「戦争する国づくり」を許さない県民運動を総括集し、これまでの「憲法改悪阻

止千葉県センター」を発展的に改組したものです。

発足集会では、日本共産党の仁比聡平参議院議員が「戦争する国づくりを許さないたたかいと勝利の展望」と題して記念講演を行いました。

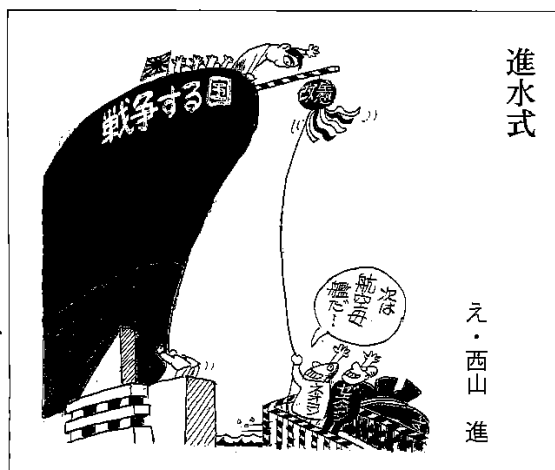
仁比参議院議員は、安倍政権の解釈改憲で集団的自衛権行使容認の閣議決定や、秘密保護法の強行をめぐる国会内外の情勢を報告。「戦争する国づくりを許さない共同の力を大きく広げ、閣議決定の具体化や日米ガイドラインの再改定は許さないたたかいに力を合わせましょう」と呼びかけました。

その後、千葉土建、民医連、新日本婦人の会の代表がそれぞれ決意表明を行いました。

共同センターは、12月8日18時より千葉市文化センターで憲法集会を開催します。最新の情勢を学び、憲法守れの運動を発展させるために、ぜひとも参加してください。

波涛

「和食」が日本の伝統的な食文化としてユネスコ無形文化遺産に登録されたのは昨年(2013)の12月。今年もすでにお正月商戦が繰り広げられ、早くもおせち料理の予約も始まっている▼高カロリーな食事をとりがちな現代、一汁三菜を基本とした和食のメニューは意識しなければ取り入れることも少ない。多様で新鮮な食材、コメが中心の栄養バランスのよい食事、季節の移ろいの表現、年中行事との関わりが文化庁が登録に向けて発表した「和食」の提案だ▼次は「和紙」が登録される見通し。そもそも文化遺産とは、何もしなければなくなってしまふ文化が対象のようで…伝統技術を守り、伝えていくことの大切さをあらためて感じた。



【2面】

オスプレイは来るな！ いらぬ

10.25 千葉県民集会 in 木更津

10月25日、木更津市吾妻公園でオスプレイの整備拠点を陸上自衛隊木更津駐屯地に誘致する防衛省の方針をめぐる「オスプレイ拠点基地化反対！ 県民集会 in 木更津」が開催されました。全体で約500人の仲間が結集しました。

実行委員長の松本悟・千葉労連議長は「千葉県にオスプレイの整備拠点を置くことを阻止し、日本から追い出そう。戦争をする国にすることを絶対に阻止しよう」とあいさつ。その後、地元の漁業関係者や議員など、様々な人が決意表明しました。県や木更津市に対して計画の撤回を求める集会アピールが採択されました。



オスプレイ拠点基地反対を訴える参加者

集会の後、木更津駐屯地前で「オスプレイは木更津にはいらぬ」「沖縄にも佐賀にもいらぬ」などシュプレヒコールをあげ、反対のメッセージが書かれたプラカードを掲げ木更津駅までデモ行進しました。行進の最中も地域住民から「オスプレイ反対！」と共感の声があがりました。

集会に参加した千葉土建の平野勲さんは「今でさえもヘリコプターの音や震動がひどいので、歓迎できない。墜落事故をニュースで見ているので絶対に反対だ。子どもや孫の時代にオスプレイを飛び回らせるわけにはいかない」と反対の想いを語りました。

映画 “ふしぎな岬の物語” の鋸南

汚染土のゴミ捨て場にはさせない



雨にも負けずデモ行進

10月15日、「鋸南町の環境と子供を守る会と汚染土埋立反対協議会」が、千葉市中央公園で集会を開催し、県庁に抗議のデモを行いました。

鋸南町の「汚染土埋立」問題は、砕石業者が、町の5ヶ所に大穴を開けた後を「きれいな土で埋め戻す」との条件で県の許可を受けていたにもかかわらず、「汚染土の処理施設として転用する」との計画を打ち出し、住民の怒りをかっているものです。町民の8割が反対の意思表示をしているほか、漁協、土地改良区、町長、議会など、町の総世論が反対しています。

今回の集会・デモ行進には地元からバス9台450人が駆け付け、千葉労連・自治労連、県議各会派などの支援の下、怒りの行動を展開しました。

集会では「環境と子供を守る会」の金木健治会長、鋸南町長、超党派議員とともに千葉労連松本議長があいさつ。県庁を取り巻いたデモ行進では、「鋸南町をゴミ箱にするな」「県は汚染土の埋立を許可するな」「映画“ふしぎな岬の物語”の美しい鋸南を守ろう」と、地元民の熱烈な要求が響きわたりました。

労働相談 1 か月～アシスタント労働？～

大阪から帰省中の30代の女性からの相談です。

講師の資格が取れるという学校の「教室」を受講しました。終了後は、講師になるために、先生の下で「教室」の運営を体得するアシスタントとして受講生を指導。アシスタントは無給で、あくまでも有料の「教室」を開くための運営実務を学ぶ場という位置です。先生になると、売上げ（受講生の数）に対するインセンティブを学校からもらえる仕組みになっています。

ある時、理事長から「アシスタントチーム」をつくり、受講生を指導してもらおうと言われました。チーム員は、受講生を一人で指導することになります。講師になったわけではないので、無給という待遇は変わりません。相談は、資格のないアシスタントが、有料で来ている受講生を教えるのか、訴えられないのかということでした。アシスタントの形は、先生の指示・指導で仕事をするということで、理事長とは直接の関係はありません。

第1に、相談者が労働者なのか検討しました。賃金の支払いがなく、時間的拘束もあいまいな形のため使用従属関係が明確になっていません。第2に、「学校」の実態を聞きました。名前は「学校」となっていますが、大掛かりな習い事の「塾」という内容と判断されます。第3に、講師という「資格」について聞きました。資格の実態は、公的なものではなく、この学校の講師資格講座を卒業しているという証明というものとわかりました。

その上で、当初の相談について検討しました。結論としては、責任の所在を明確にするため、受講生の苦情を誰が・どこが受けるのかをハッキリさせることで、相談者が訴えられるということは

ないのではないかということになりました。

アシスタント労働という働かせ方は、一種のお礼奉公の変種のように見えます。講師になれるという期待感を利用して、法規制を巧みに逃れながらただ働きさせる仕組みになっています。本人は、期待をもち納得した形で無給労働を行っているだけに、労働問題として取り上げるのが難しい事案でした。

【中林】